

令和7～10年度 浜松市浜名区細江地域公共交通バス運行業務 仕様書

1 目的

浜名区細江地域において、地域バスを利用する人の要望に合わせた乗合いを可能とし、利便性を向上させるために、ICTシステムを導入した運行を行う。

持続可能な公共交通の仕組みを作り、限られた公的資金を有効に活用した公共交通の提供を実施することを目的としている。

導入ICTシステム： 東京都豊島区東池袋五丁目44番15号
順風路株式会社
オンデマンド交通システム「コンビニクル」
(※以下「システム」という。)

2 委託期間 契約日から令和10年9月30日まで

(運行期間) 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

3 業務内容

(1) 運行業務

ア 運行方法

道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行（あらかじめ運行区間及び予定時刻を設定し、利用希望者からの予約に基づき、乗合方式で運行する。）

イ 運行開始日 令和8年10月1日

ウ 運行路線 設定無し

エ 運行日及び運行キロ

みをつくし線（50ヶ所の停留所間）

（月・水曜日）予約に基づき停留所間で運行

詳細は別表1「運行区域図」及び別表2「停留所一覧」参照

※祝日・振替休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は運休

※運行業務は契約書別表参照

オ 運行時刻

みをつくし線（50ヶ所の停留所間）

午前8時00分から午前12時00分まで（最終降車は午前12時00分まで）

午後1時00分から午後 5時00分まで（最終降車は午後 5時00分まで）

カ 使用車両

小型車両（運転手を含め乗車定員10人）1台

車両は受託者が運行開始日の2箇月前までに用意し、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は中部運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であること。また、路線定期運行の各種基準に適合する仕様とすること。

キ 運賃

別表3「運賃表」のとおり（大人：中学生以上、小人：小学生以下）

- ・大人又は小人同伴の未就学児は2人まで無料。ただし、1歳未満は無料とする。
 - ・障害者手帳・療育手帳等提示者は50%割引額とする。
 - ・免許返納者（運転経歴証明書の提示者（取得後1年未満に限る））は50%割引額とする。
 - ・運賃割引として、別表4「回数券」の発行等を行ない、割引額等の詳細については、委託者と協議の上、決定する。
- 受託者が自社全体で実施する企画運賃割引の適用の可否、その他の運賃割引の内容等については、委託者と協議の上、決定する。

ク 運賃収入等の収入

受託者は、次の(ア)～(ウ)を以て構成する運賃収入等を収入する。

(ア) 運賃収入

- (イ) 地域及び企業等からの協力金、協賛金等
- (ウ) その他運行業務に付随する収入金

ケ 「システム」の導入

受託者は、予約受付業務を行うにあたり、必要となる電話・パソコン等の機器やネットワークなどの設備（以下、「周辺機器等」という。）、「システム」を用意すること。また、運行期間中におけるその保守を実施すること。

(ア) 周辺機器等

- a 受託者は、電話・インターネットでの受付・回答ができる設備を用意すること。
- b 通信回線は、個人情報漏洩防止の為、暗号化等のセキュリティに配慮したものを用意すること。
- c この契約で、受託者が行う一切の業務（以下「本業務」という。）で利用するすべてのパソコンには、ウィルス対策ソフトウェアを備え、最新のウィルスパターンファイルに更新すること。
- d 個人情報を取り扱ったパソコンについては、本業務終了時に、受託者の負担でデータ消去を行い、データ消去証明書を提出すること。

(イ) 「システム」

- a 受託者は、「システム」を利用する為に必要となる手続き・初期設定等を行うこと。
- b 「システム」へのログインIDとパスワードは個人に対して発行し、共有または他人に教えないようにすること。パスワードは他人が類推しにくいものとすること。
- c 受託者は、受付業務従事者に対して、業務開始前に研修等を実施し、「システム」操作を習得させること。

(ウ) 保守

予約受付業務に必要な「システム」「周辺機器等」に障害・故障などが発生した場合、速やかに復旧すること。

コ 予約の受付方法

- (ア) 受託者はオペレーターを配置し、利用予約受付、配車計画作成、及び利用者からの問い合わせ等に対応するものとする。
- (イ) 受託者は原則として利用者からの電話等により、乗車希望の7日前から当日乗車希望時刻の30分前までの、利用日・人数・乗車場所と時刻・降車場所の予約

を受け付けるものとする。

なお、ゴールデンウィーク（4月下旬から5月上旬にかけての連休期間）及び年末年始等、上記によりがたい場合等の詳細については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

(イ) 電話による予約及びキャンセルの受付は、月曜日から金曜日の午前8時00分から午後5時00分までとする。ただし、祝日、振替休日及び年末年始(12月29日から1月3日までの間。以下同じ。)は除く。

協議と周辺機器の整備が整った後の、パソコン及びスマートフォンによる予約及びキャンセルの受付は、祝日、振替休日及び年末年始も受け付けるものとする。

(エ) 予約の受付は、1利用者当たり15件までとする。

サ 利用者登録受付方法

委託者から提供された利用者事前登録に必要な情報を「システム」に登録する。

(2) 運行及び改善運行の準備に伴う業務

ア 運行に際し、道路運送法上の手続きが必要な場合は、受託者は令和8年4月から6月までに開催を予定している浜松市地域公共交通会議で協議が調った日の10日後（協議が調わなかった場合は、その後約1か月程度毎に開催される当該会議で当該協議が調った日の10日後）までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び同法に規定する事業計画の変更認可等、運行に必要な申請書類を静岡運輸支局に確認のうえ、遗漏のないよう提出し、運行開始の2か月前までに許可又は認可を受けること。また、運行開始までに施設、設備、体制等を万全に整え、運行すること。

イ 受託者のやむを得ない事情等により、運行開始日の2か月前までに前項アに掲げる事項の手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに委託者へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く仕様書又は指示書に基づく運行をするよう努めること。

ウ 適正な事業管理を行うために、受託者は浜松市内に本社・本店又は営業所等を有し、若しくは、運行開始日までに運行管理事務所等を設置し、道路管理者、警察、当該路線に接続する交通事業者を含む関係機関への連絡や代替車両の手配等について、速やかに対応できる体制を整えること。

エ 停留所について、現在、設置済の標柱は、受託者の所有とする。このうち、委託者が指示するもの及び改善運行に伴い、更新又は新たに必要となる標柱については、受託者が運行開始日までに新たに作成し、設置すること。

オ 停留所の標柱の設置に係る各種許可・届出等が必要な場合は、委託者が手続きを行なうこと。また、本業務終了時には、委託者又は委託者が指定する者に無償譲渡すること。

カ 運行のために回転地等が必要な場合は、受託者がその所有者等と協議し確保すること。

キ 運行に伴い、受託者は、運行路線の時刻表路線図、広報用チラシ及び回数券等を作成すること。作成にあたっては、委託者と作成部数、校正の日程等の印刷に関する詳細を協議の上、受託者が令和8年8月末日までに作成し、委託者が指定する期日、場所へ提出すること。

ク 使用車両は運行開始日の2か月前、停留所は運行開始日の7日前までに準備し、委託者に確認させること。

(3) 利用状況調査の実施

ア 乗降調査

- (ア) 利用者ごとの乗車場所及び降車場所を調査。
 - (イ) 停留所別の乗降者数を調査。
 - (ウ) 個人属性（性別、年齢、住所）を調査。
 - (エ) 運賃、走行距離等の運行記録を調査。
 - (オ) 予約不可能実績（乗車希望日時、希望乗降バス停、理由）
 - (カ) 調査日：上記調査は原則、全運行日で実施するものとする。
 - (キ) 上記項目以外の調査にも委託者の求めに対し、可能な限り応じるものとする。
- 調査後は速やかに結果をまとめ、報告書（紙ベース及びExcelデータ）を作成し、委託者に提出すること。

イ 聞き取り調査

- (ア) バス車両内において、利用者へのアンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。
- (イ) 調査後速やかに調査結果をまとめ報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (ウ) 調査日：運行期間内で委託者の指示により決定し、半年間に1日程度とする。
- (エ) 調査項目：調査の項目は以下を基本とする。
 - a 利用状況に関する事項（利用目的、支払種別、バス停までの交通手段、降車後の交通手段、地域バス利用以前の交通手段、利用頻度、外出回数の変化）
 - b 満足度に関する事項（運行時間、運賃、分かりやすさ、予約の仕方、総合）
 - c 地域バスの必要性（継続、改善、廃止）
 - d 自由意見

(4) 運行管理

- ア 受託者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- イ 受託者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を委託者に提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。
- ウ 受託者は、毎月5日を目途に前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び委託者の指示する資料を委託者に提出すること。
- エ 受託者は業務完了報告書の委託者への提出は四半期毎とする。業務完了報告書には月次報告書と利用状況報告書を添付するものとする。なお、3(4)ウの報告書等をもって、月次報告書と利用状況報告書に代えることができる。
- オ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行に支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

(5) 管理体制

ア 業務責任者

- (ア) 受託者は、本業務を執行するにあたり業務責任者を定めること。また、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2に規定する運行管理規程を定め、当該規程の内容に則り利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (イ) 業務責任者は、乗務員及び運行管理者の指導監督・健康状態の把握を行い、常に適正な運行管理に努めなければならない。
- (ウ) 業務責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。
- (エ) 疾病、疲労、飲酒等の健康状態に異常の恐れのある者を、乗務または運行管理業務に従事させないこと。

- (オ) 運転中に事故が発生した場合は、業務責任者は直ちに事故調査をし、委託者へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。
- (カ) 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、受託者がその責を負うこと。ただし、受託者の責によらないものはこの限りではない。
- (キ) 受託者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。(対人・対物無制限)
- (ク) 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止する場合は、速やかに委託者へ報告しなければならない。
- (ケ) 対象地域の天気予報を常に確認し、雨量規制、積雪等の荒天が予見される場合は、天候、路面状況などをつぶさに確認し、委託者と協議のうえ、直ちに対応すること。
- (コ) 受託者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。
- (サ) 業務責任者は、運行管理者と共に「システム」の稼働状況を把握し、不具合が発生したときは直ちに、「システム」運用を行う順風路株式会社に連絡し、速やかな復旧に努めなければならない。

イ 乗務員

- (ア) 本業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に細心の注意を払うこと。
- (イ) 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに運行管理者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。
- (ウ) 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに運行管理者に報告し指示を仰ぐこと。
- (エ) 「システム」の端末機能を習熟し、本業務の円滑な遂行に努めること。

(6) 回数券の払い戻し

- ア 受託者が、本業務を終了する場合は、購入者の請求により回数券の払い戻しをしなければならない。その場合においては、返却された回数券から相応単価1枚分を減じた金額を返金するものとする。払い戻し期間は、概ね業務終了前2か月間とする。ただし、本業務を引き続き受託する場合を除く。

- イ 購入者の都合により、回数券の払い戻しをすることができるものとする。その場合、事務手数料を購入者から徴収できるものとする。

4 地域交通検討会への参加

本業務は、浜松市総合交通計画に基づく「地域の生活を支える路線（支線路線）」の運行であり、地域、交通事業者、行政で構成する地域交通検討会が主体となって運行を支えるものである。また、この契約以降の運行継続のためには、「収支率（＝運賃収入等／運行業務に係る経費）が16%以上」という維持基準を満たす（生活支援運行路線は現状の収支率以上を目指す）必要がある。このため、受託者は地域交通検討会の構成員となり、以下の業務を行なう。

- ア 受託者は、地域交通検討会会議に参加し、運行状況等を報告すること。
- イ 受託者は、利用状況調査及び地域交通検討会会議での意見等を踏まえ、必要に応じて改善提案を行なうこと。

5 運行経費

運行経費は、次の経費からなる。

- (1) 運行業務に係る経費（契約書別表①区分1）
 - ア 人件費、運行管理費、一般管理費
 - イ 燃料費（車庫・営業所等から起終点間の回送分を含む）、油脂費
 - ウ 車検、点検費（法定）及び車両の修繕費
 - エ 車両の消耗品整備費（タイヤ、バッテリー及び電球類等）
 - オ 車両管理費（洗車、清掃等）
 - カ 損害賠償任意保険料
- (2) 運行準備、利用促進に係る経費（契約書別表①区分2～3及び契約書別表②）
 - ア 「システム」オペレーター費
 - イ 「システム」の運用費
 - ウ 車両費
 - エ 車両準備（改造）
 - オ バス停等設置維持管理費
 - カ バス時刻表及び路線図、回数券、バス・タクシー券助成事業にかかる乗車券（地域バス券）等作成費
 - キ 広報宣伝費（利用促進チラシ、ポスター作成等）
 - ク 「システム」の環境整備費
- (3) 利用状況調査及び改善提案、国庫補助金交付申請に係る経費（契約書別表②）
 - ア 調査実施及び改善提案等に係る人件費
 - イ 調査表及び調査結果報告書、改善提案、国庫補助金交付に係る書類等作成費

6 国補助金交付申請

受託者は委託者の行う、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請に際し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第11条第2項に規定される申請に必要な添付書類を作成し、委託者へ提供すること。

7 契約の変更

地域交通検討会や受託者からの提案等を受けて決定された内容に基づき、改善運行を行なうこととなった場合、本業務の内容を変更（縮小運行等による契約金額の変更含む）できるものとする。

8 業務の中止

- (1) 業務期間中、地域交通検討会において、運行の廃止が決定した場合は、本業務を中止することができるものとする。
- (2) 委託者は、運行を廃止しようとする日の6か月前までに、受託者へその旨を通知するものとする。
- (3) 本業務の委託料は、運行した日までとし、総価契約の場合は、日割り（システム運用費については月割り）計算した額とする。

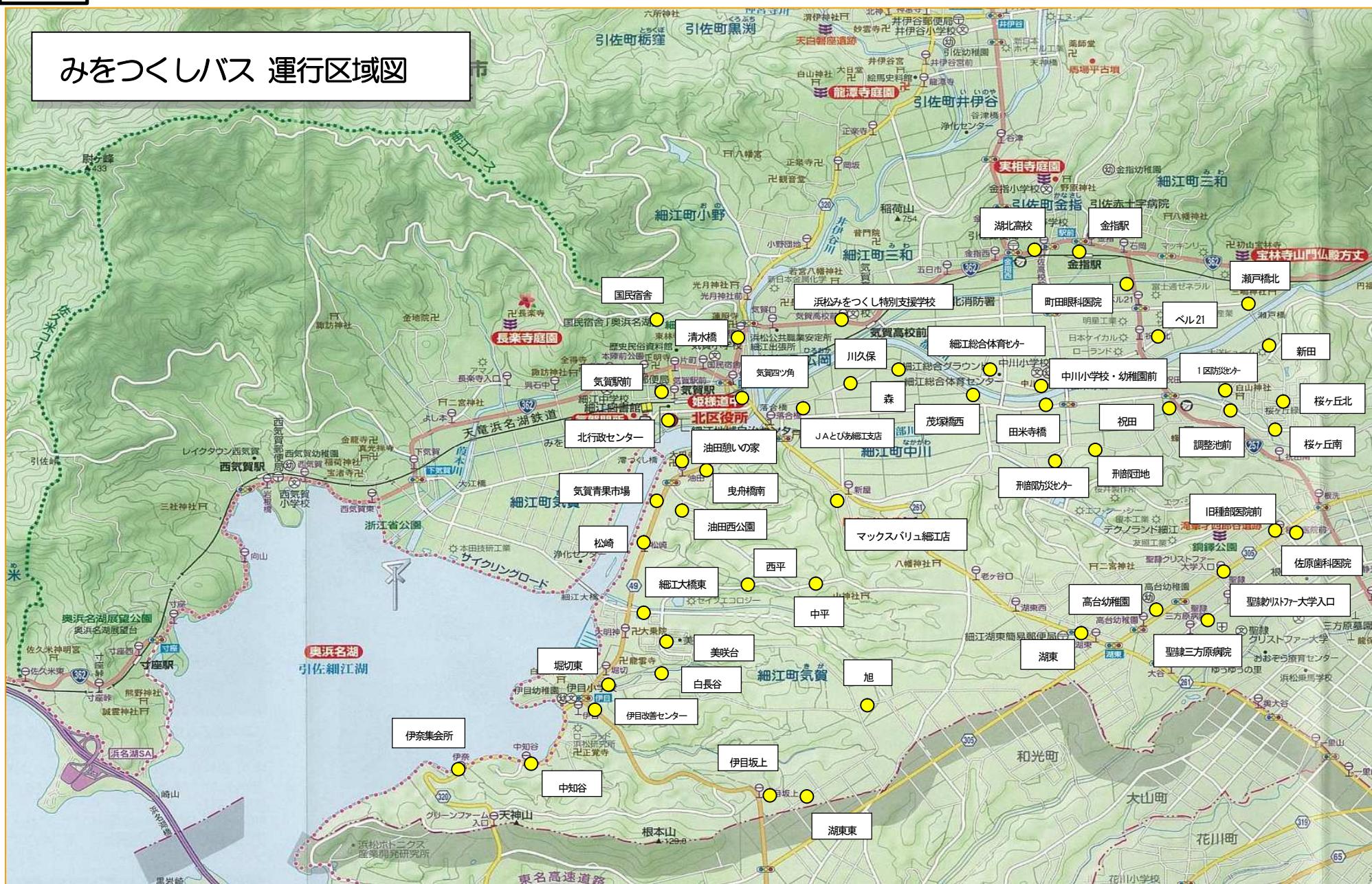
9 業務の引継ぎ

本契約期間終了後、円滑な業務引継ぎが行えるよう、受託者は、各種マニュアルやデータ等、業務運営上必要な物品等を整理し、委託者及び次期受託者へ引継ぐこと。

ただし、引継ぎに必要な手続きやデータの取り組みに係る費用については、次期受託者の負担とする。

別表 1

みをつくしバス 運行区域図



別表2

みをつくしバス 停留所 一覧

※表示番号	※乗降場名称	接尾記号	※よみがな	※詳細	※分析用記号	※緯度	※経度	位置	備考	住宅地図	地区順	既・追	
伊目-01	細江大橋東	独立	ほそえおおはしひがし	老ヶ谷橋東	伊目-01	34.793194	137.649018	浜名区細江町気賀1893-1地先		P154	F	4	1 既
伊目-02	美咲台	独立	みさきだい	美咲台コミュニティセンター前	伊目-02	34.791102	137.650584	浜名区細江町気賀2917-7地先		P164	H	2	2 既
伊目-03	白長谷	独立	しらはぜ	美咲台団地南 白長谷川沿い	伊目-03	34.789016	137.649101	浜名区細江町気賀3367-1地先		P164	F	4	3 既
伊目-04	堀切東	独立	ほりきりひがし	県道49号細江舞坂線 龍雲寺南	伊目-04	34.788296	137.646131	浜名区細江町気賀3281-11地先		P164	B	5	4 既
伊目-05	中知谷	独立	なかちや	県道320号引佐館山寺線 寿楽寺東	伊目-05	34.783048	137.641454	浜名区細江町気賀4225-1地先		P175	D	1	5 既
伊目-06	伊奈集会所	独立	いなしゅうかいじょ	伊奈集会所前	伊目-06	34.782676	137.636069	浜名区細江町気賀4319-1		P174	J	1	6 既
伊目-07	伊目改善センター	独立	いめかいぜんせんたー	伊目改善センター内	伊目-07	34.787080	137.645787	浜名区細江町気賀3830-1		P163	H	5	7 既
伊目-08	伊目坂上	独立	いめさかうえ	県道49号線細江舞坂線	伊目-08	34.780836	137.657639	浜名区細江町気賀4007-11地先		P176	C	2	8 既
伊目-09	湖東東	独立	ことうひがし	かんがい用水三方原地区伊奈機場前	伊目-09	34.781742	137.662482	浜名区細江町気賀2551-255地先		P176	F	1	9 既
伊目-10	旭	独立	あさひ		伊目-10	34.786825	137.664961	浜名区細江町気賀2545-18地先		P165	H	4	10 既
老ヶ-01	中平	独立	なかひら	老ヶ谷改善センターから西900m	老ヶ-01	34.795142	137.662589	浜名区細江町気賀2184-1地先		P156	C	3	11 既
老ヶ-02	西平	独立	にしびら	老ヶ谷改善センターから西1.5km	老ヶ-02	34.794952	137.656912	浜名区細江町気賀2105-9地先		P155	I	3	12 既
油田-01	曳舟橋南	独立	ひきふねばしみなみ	県道49号線細江舞坂線 大圓寺東	油田-01	34.802751	137.653325	浜名区細江町気賀1392-1地先		P134	A	4	13 既
油田-02	油田西公園	独立	あぶらでんにしうえん	油田西公園前	油田-02	34.800038	137.652093	浜名区細江町気賀1597-13地先		P147	J	2	14 既
油田-03	気賀青果市場	独立	きがせいかいちば	県道49号線細江舞坂線 気賀青果市場前	油田-03	34.800199	137.650323	浜名区細江町気賀1656-3地先		P147	H	2	15 既
油田-04	松崎	独立	まつざき	県道49号線細江舞坂線 引佐生コン北	油田-04	34.797761	137.649254	浜名区細江町気賀1704-1地先		P147	F	4	16 既
油田-11	油田憩いの家	貼付け	あぶらでんいこいのいえ	油田反田児童遊園 ごみ集積場	油田-11	34.803076	137.681899	浜名区細江町気賀1456-1地先		P133	J	4	17 既
広岡-01	浜松みをつくし特別支援学校	独立	はままつみをつくしとくべしえんがこう	遠鉄「浜松みをつくし特別支援学校」バス停	広岡-01	34.812466	137.662906	浜名区細江町広岡277地先	遠鉄バス ^{いなさみどりバス}	P114	C	3	18 既
清水-01	清水橋	独立	しみずばし	遠鉄「清水橋」バス停	清水-01	34.811558	137.656358	浜名区細江町気賀17-1地先	遠鉄バス	P113	E	4	19 既
清水-02	気賀四ツ角	独立	きがよつかど	県道磐田細江線 天竜浜名湖線高架下	清水-02	34.807998	137.656036	浜名区細江町気賀111-43地先	いなさみどりバス	P121	E	3	20 既
上町-01	北行政センター	独立	きたぎょうせいせんたー	正面玄関前	上町-01	34.806359	137.650992	浜名区細江町気賀305	いなさみどりバス	P120	H	5	21 既
上町-11	気賀駅前	独立	きがえきまえ	天竜浜名湖鉄道気賀駅前	上町-11	34.807721	137.651270	浜名区細江町気賀470-1地先	いなさみどりバス	P120	I	3	22 既
上町-12	国民宿舎	独立	こくみんしゆくしや	国民宿舎奥浜名湖正面玄関	上町-12	34.812875	137.650335	浜名区細江町気賀1023-43	いなさみどりバス	P112	H	3	23 既
1区-01	瀬戸橋北	独立	せとばしきた	ベル21東 瀬戸橋北	1区-01	34.813717	137.693229	浜名区細江町中川266-1地先		P117	J	2	24 既
1区-02	新田	独立	しんでん	瀬戸橋南	1区-02	34.810647	137.694521	浜名区細江町中川523-3地先		P126	B	1	25 既
1区-03	桜ヶ丘北	独立	さくらがおかきた	神宮寺第3公園北	1区-03	34.807184	137.695919	浜名区細江町中川888-391地先		P126	C	4	26 既
1区-04	桜ヶ丘南	独立	さくらがおかみなみ	桜ヶ丘中公園南	1区-04	34.805284	137.695579	浜名区細江町中川888-212地先		P139	C	1	27 既
1区-05	調整池前	独立	ちょうせいいけまえ	1区防災センター南東調整池前	1区-05	34.806377	137.692452	浜名区細江町中川882-4地先		P125	I	5	28 既
1区-06	1区防災センター	独立	1くぼうさいせんたー	1区防災センター前	1区-06	34.808218	137.691832	浜名区細江町中川899-4		P125	H	3	29 既
石岡-01	町田眼科医院	独立	まちだがんかいいん	町田眼科医院敷地内	石岡-01	34.815113	137.684523	浜名区細江町中川1967-1	いなさみどりバス	P116	I	1	30 既
祝田-01	旧種部医院前	独立	たねべいいんまえ	聖隸三方原町病院北東	祝田-02	34.798422	137.695294	浜名区細江町中川7172-2254地 ^{いなさみどりバス にこにこバス}	いなさみどりバス にこにこバス	P153	B	4	31 既
祝田-02	祝田	独立	ほうだ	遠鉄「祝田」バス停付近	祝田-03	34.807109	137.687487	浜名区細江町中川1194-2地先		P125	B	3	32 既
祝田-03	ベル21	独立	べる21	ベル21南入口付近	祝田-04	34.811434	137.686383	浜名区細江町中川1752地先		P117	A	4	33 既
刑部-01	茂塚橋西	独立	もつかばしにし	茂塚橋南西	刑部-01	34.807347	137.673495	浜名区細江町中川3571-1地先		P123	F	4	34 既
刑部-02	田米寺橋	独立	たまいじばし	田米寺橋南	刑部-02	34.806978	137.679485	浜名区細江町中川2914-2地先		P124	C	4	35 既
刑部-03	刑部防災センター	貼付け	おさかべぼうさいせんたー	刑部防災センター前	刑部-03	34.802967	137.678842	浜名区細江町中川6700-1地先		P137	B	4	36 既
刑部-11	細江総合体育センター	貼付け	ほそえうごうたいいくせんたー	細江総合体育センター正面	27	34.808804	137.674796	浜名区細江町中川2736-1		P123	H	3	37 既

みをつくしバス 停留所 一覧

※表示番号	※乗降場名称	接尾記号	※よみがな	※詳細	※分析用記号	※緯度	※経度	位置	備考	住宅地図	地区順	既・追
刑部-12	刑部団地	貼付け	おさかべだんち	市営団地 北側駐車場	刑部-12	34.804238	137.681898	浜名区細江町中川6767-7		P137	F 3	38 既
刑部-13	中川小学校・幼稚園前	独立	なかがわしょうがっこう・よううえんまえ	中川小学校・幼稚園南	刑部-13	34.807980	137.650992	浜名区細江町中川2556地先		P124	A 3	39 既
湖東-01	聖隸クリストファー大学入口	独立	せいれいきりすとふあーだいがくいりぐち	遠鉄「聖隸クリストファー大学入口」バス停付	湖東-01	34.795709	137.691032	浜名区細江町中川7172-683地先	にこにこバス	P159	G 2	40 既
湖東-02	高台幼稚園	独立	たかだいようちえん	遠鉄「高台幼稚園」バス停付近	湖東-02	34.792855	137.686448	浜名区細江町中川7172-694地先		P159	B 5	41 既
湖東-03	湖東	独立	ことう	細江湖東簡易郵便局前	湖東-03	34.791913	137.679777	浜名区細江町中川7172-2505地先		P167	C 1	42 既
8区-01	JAとぴあ細江支店	独立	JAとぴあほそえしてん	JAとぴあ南側出入口付近	8区-01	34.806281	137.660972	浜名区細江町中川7506地先		P122	A 5	43 既
8区-02	川久保	独立	かわくぼ	8区防災センター東	8区-02	34.808284	137.663943	浜名区細江町中川4956-1地先		P122	D 3	44 既
8区-03	森	独立	もり	森川橋南	8区-03	34.809306	137.667812	浜名区細江町中川3741地先		P122	I 2	45 既
9区-11	マックスバリュ細江店	独立	まっくすばりゅほそえてん	マックスバリュ細江店東	9区-11	34.800511	137.663882	浜名区細江町中川5819-1地先		P149	D 2	46 既
浜名区-01	湖北高校	独立	こほくこうこう	国道257・362号線 正門前	浜名区-01	34.817339	137.677736	浜名区引佐町金指1428-1地先	いなさみどりバス	P105	A 3	47 既
浜名区-02	聖隸三方原病院	独立	せいれいみかたはらびょういん	正面玄関前ロータリー	浜名区-02	34.792476	137.689650	中央区三方原町3452地先	いなさみどりバス にこにこバス	P168	E 1	48 既
浜名区-11	金指駅	独立	かなさしえき	企業所有地 駅前郵便ポスト付近	浜名区-11	34.817047	137.680707	浜名区引佐町金指1033-8	いなさみどりバス	P105	E 3	49 既
浜名区-12	佐原歯科医院	貼付け	さはらしかいいいん	佐原歯科医院駐車場内	浜名区-12	34.798504	137.695840	中央区根洗町472-7	いなさみどりバス	P153	C 5	50 既

みをつくしバス バス停設置数

既設=50箇所

追加=0箇所

計 50

別表3

運賃表

乗車距離	運賃
0.0 km ~ 3.9 km	400 円
4.0 km ~ 6.3 km	500 円
6.4 km ~ 8.8 km	600 円

別表4 回数券

回数券の種類	販売価格
300円券11枚綴り	3,000円
200円券11枚綴り	2,000円
100円券10枚綴りと200円券6枚綴りセット	2,000円
50円券11枚綴りと100円券11枚綴りセット	1,500円